

可児市立図書館雑誌オーナー制度について

可児市立図書館では、平成 26 年 4 月から、事業者または個人の方に雑誌のオーナーとなっていただく雑誌オーナー制度を行っています。

制度とは

雑誌オーナー制度とは、図書館が現在購入している約 200 冊の雑誌リストの中から雑誌を選定していただき、購入費を負担することによりその雑誌のオーナーになります。

雑誌の購入は、オーナー様が図書館に購入

費を支払っていただき、図書館が書店に申込み・納品となります。なお、納品された雑誌は図書館に寄贈となります。

図書館は、雑誌（最新号のみ）に付けるカバーに、オーナー様の名前とその広告を表示し、雑誌コーナーに配架します。

雑誌オーナー期間は、申し込み後決定した日の属する月、またはその月の翌月から当該年度の 3 月までとします。その後は、1 年単位で期間を更新します。

メリット

- (1) 1 日 200 人から 500 人が来館する図書館の雑誌コーナーに広告が安価に出せます。
かかる費用は、雑誌によりますが、年間 4 千円から 4 万円程度です。
- (2) オーナー様の事業に関連する雑誌を選ぶことで、ピンポイントで読者に広告を届けることができます。雑誌は、ジャンルや対象とする読者がそれぞれ分かれています。例えば、車に興味のある方は、車関係の雑誌を見られるでしょう。
- (3) 地域の一員として図書館をサポートしていただくことにより社会貢献に繋がります。

オーナー名と広告の表示

最新号カバー



カバー表面に、オーナー様の名前を表示します。
地色は白色、文字は黒色とします。
カバー底辺から 4 cm 上部中央に貼付します。

オーナー様の希望により、カバー裏面（全面）に広告を掲示していただくこともできます。

申込・問合せ先

可児市立図書館 本館 〒509-0214 岐阜県可児市広見 570-5

TEL : 0574-62-5120

FAX : 0574-62-5303

E-mail : tosyokan@city.kani.lg.jp